

建築士が監理した四号建築物に係る検査の特例を受ける場合の留意事項
(建築基準法第7条の5関係)

建築基準法では建築士が設計、監理した法第6条第1項第四号の建築物（小規模な一戸建ての住宅など）について、完了検査における特例を受ける事が可能です。

検査の特例を受けることにより、構造関係規定の一部など検査項目の一部を省略する事が可能です。

【検査の提出書類】

提出書類	特例を受ける場合	特例を受けない場合
委任状（代理者が申請する場合に限る）	必要	必要
北海道収入証紙（手数料）	必要	必要
完了検査申請書	必要	必要
確認申請の副本（確認に要した図書、書類）	振興局（町村）に確認申請の正本がある場合は提出不要	振興局（町村）に確認申請の正本がある場合は提出不要
基礎の配筋の工事終了時の写真	必要	不要
構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時の写真	必要	不要
屋根の小屋組の工事終了時の写真	必要	不要
軽微な変更が生じた場合の変更内容を記載した書類	必要	必要

※上記に加え、都市緑地法に係る認定、建築物省エネ法の適合性判定を受けた場合は、関係する書類の提出も必要になります。

【添付を要する写真の内容】

区分	写真の内容
①基礎の配筋の工事終了時	<input type="checkbox"/> 基礎配筋の全景 <input type="checkbox"/> 立上り及び底盤部分 <input type="checkbox"/> 出隅又は入隅部分
②構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時	<input type="checkbox"/> 柱、筋交い、耐力壁の全景 <input type="checkbox"/> 柱頭・柱脚金物（ホールダウン金物、アンカーボルト）の取付け状況 <input type="checkbox"/> 筋交い金物の取付け状況
③屋根の小屋組の工事終了時	<input type="checkbox"/> 小屋組の全景 <input type="checkbox"/> 小屋組の接合金物（火打ち金物、柱・梁の仕口金物など）の取付け状況

※写真は表に記載している枚数よりも多く添付して構いません。

【写真の審査】

- ・添付された写真は振興局で明らかな不適合が無いか確認します。
- ・法に適合していない恐れがあった場合は、建築主等に法に基づく報告を求める事があります。

《問い合わせ先》

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室

建設指導課建築住宅係 TEL 0136-23-1373

建築主氏名:

工事監理者氏名:

①基礎配筋の工事終了時	②構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時
基礎配筋の全景	柱、筋交い、耐力壁の全景
立上り及び底盤	柱頭又は柱脚金物
出隅又は入隅部	筋交い金物
③屋根の小屋組の工事終了時	
小屋組の全景	火打ち又は柱・梁の仕口金物